

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>別冊 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達</p> <p>目次 第 2 編 酒税法関係 第 19 条 製造業又は販売業の相続等</p> <p>第 2 編 酒税法関係 第 6 条の 3 移出又は引取り等とみなす場合 第 1 項関係 3 製造免許が消滅した場合の現存酒類の取扱い 法人が合併又は解散により消滅した場合又は個人が死亡し相続人について法第 19 条《製造業又は販売業の相続等》第 2 項の規定の適用がない場合において製造場に酒類等が現存するときは、法第 20 条《必要な行為の継続等》第 1 項又は第 2 項の規定による必要行為の継続の適用を受ける場合を除き、当該酒類等が製造場から移出したものとみなされるから留意する。</p> <p>第 7 条 酒類の製造免許 第 1 項関係 5 法人成り等の場合の酒類等の製造免許の取扱い (1) 営業主体の人格の変更等の形態 イ～ニ (省略) ホ (削除)</p> <p>ホ 製造者の営業を譲り受けて酒類(清酒、合成清酒、連続式蒸留焼酎、その他の焼酎、その他のみりん及び原料用アルコールに限る。)の製造をしようとする場合。ただし、<u>法第 19 条《製造業又は販売業の相続等》に定める事業譲渡又は次の 1 つに該当する場合を除く。</u> (イ)、(ロ) (省略)</p> <p>第 9 条 酒類の販売業免許 第 1 項関係 14 法人成り等の場合の酒類の販売業免許の取扱い 酒類販売業者が、次の(1)の各号に掲げる営業主体の人格の変更等(以下酒類の販売業免許関係の取扱いにおいて「法人成り等」という。)を行うことにより、新たに酒類の販売業免許の申請がなされた場合において、当該申請が次の(2)に規定する要件を満たすときは、免許を付与することに取り扱う。 (注) (省略)</p>	<p>別冊 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達</p> <p>目次 第 2 編 酒税法関係 第 19 条 製造業又は販売業の相続</p> <p>第 2 編 酒税法関係 第 6 条の 3 移出又は引取り等とみなす場合 第 1 項関係 3 製造免許が消滅した場合の現存酒類の取扱い 法人が合併又は解散により消滅した場合又は個人が死亡し相続人について法第 19 条《製造業又は販売業の相続》第 2 項の規定の適用がない場合において製造場に酒類等が現存するときは、法第 20 条《必要な行為の継続等》第 1 項又は第 2 項の規定による必要行為の継続の適用を受ける場合を除き、当該酒類等が製造場から移出したものとみなされるから留意する。</p> <p>第 7 条 酒類の製造免許 第 1 項関係 5 法人成り等の場合の酒類等の製造免許の取扱い (1) 営業主体の人格の変更等の形態 イ～ニ (同左) ホ 酒類等製造者の 3 親等以内の親族で、現在その酒類等の製造業務に従事している者が、酒類等製造者の同意を得て<u>その製造場及び移出先等をそのまま引き継いで新たに製造業をしようとする場合で、経営内容の実質に変化がないと認められるとき。</u> ハ 製造者の営業を譲り受けて酒類(清酒、合成清酒、連続式蒸留焼酎、その他の焼酎、その他のみりん及び原料用アルコールに限る。)の製造をしようとする場合。ただし、次の 1 つに該当する場合を除く。 (イ)、(ロ) (同左)</p> <p>第 9 条 酒類の販売業免許 第 1 項関係 14 法人成り等の場合の酒類の販売業免許の取扱い 酒類販売業者が、次の(1)の各号に掲げる営業主体の人格の変更等(以下酒類の販売業免許関係の取扱いにおいて「法人成り等」という。)を行うことにより、新たに酒類の販売業免許の申請がなされた場合において、当該申請が次の(2)に規定する要件を満たすときは、免許を付与することに取り扱う。 (注) (同左)</p>

改正後	改正前
<p>(1) 営業主体の人格の変更等の形態 イ～ハ (省略) <u>ニ (削除)</u></p> <p>15 営業の譲受けに伴う酒類卸売業免許の取扱い 酒類卸売業者の営業の全部又は重要な一部を譲り受ける者から当該譲受けに伴い酒類卸売業免許申請がなされた場合に、当該申請が次の要件を満たすときには、第10条第11号関係の<u>5</u>《全酒類卸売業免許の需給調整要件》又は同号関係の<u>6</u>《ビール卸売業免許の需給調整要件》に定める要件を満たしていない場合であっても酒類卸売業免許を付与することができる。 (1)～(3) (省略)</p> <p>第12条 酒類の製造免許の取消し及び第13条 酒母等の製造免許の取消</p> <p>6 相続人等に対する休造等の期間の計算等の取扱い 酒類又は酒母等の製造業の<u>相続人等</u>に対する法第12条《酒類の製造免許の取消し》第3号(法第13条《酒母等の製造免許の取消》において準用する場合を含む。)又は同条第4号の規定の適用に当たっての期間の計算は、被相続人<u>若しくは譲渡者</u>が酒類若しくは酒母等を製造しなかった期間又は被相続人<u>若しくは譲渡者</u>が製造した酒類の数量が法定製造数量に達しなかった期間は、<u>相続人等</u>が酒類若しくは酒母等を製造しなかった期間又は製造した酒類の数量が法定製造数量に達しなかった期間に通算することに取り扱う。</p> <p>第14条 酒類の販売業免許の取消し</p> <p>3 相続人等に対する販売業休止期間の計算 酒類の販売業の<u>相続人等</u>に対する法第14条《酒類の販売業免許の取消し》第4号の規定の適用に当たっての期間の計算は、被相続人<u>又は譲渡者</u>が酒類の販売業をしなかった期間も、<u>相続人等</u>が酒類の販売業をしなかった期間に通算する。</p> <p>第19条 製造業又は販売業の相続等 第1項関係</p>	<p>(1) 営業主体の人格の変更等の形態 イ～ハ (同左) <u>ニ 営業の承継</u> <u>酒類販売業者の3親等以内の親族で、その酒類販売業者の販売場で現に酒類の販売先の業務に従事している者が、酒類販売業者の販売場及び販売先等をそのまま引き継いで新たに販売業をしようとする場合で、経営内容の実質に変化がないと認められる場合</u> <u>(注) この特例の取扱いは、酒類販売業者が身体の故障等の事情により実質的に営業を行うことができず、その親族が実質的経営者として経営に従事しているという事情がある場合において、実質的経営者から酒類の販売業免許の申請があった場合には、需給調整要件にかかわらず免許を付与することとして取り扱う趣旨であるから、実質的に営業を継続する者から形式的に営業のみを承継した場合や、その他違法・不当な目的で営業を承継することとした場合には、免許を付与しないであるから留意する。</u></p> <p>15 営業の譲受けに伴う酒類卸売業免許の取扱い 酒類卸売業者の営業の全部又は重要な一部を譲り受ける者から当該譲受けに伴い酒類卸売業免許申請がなされた場合に、当該申請が次の要件を満たすときには、第10条第11号関係の<u>6</u>《全酒類卸売業免許の需給調整要件》又は同号関係の<u>7</u>《ビール卸売業免許の需給調整要件》に定める要件を満たしていない場合であっても酒類卸売業免許を付与することができる。 (1)～(3) (同左)</p> <p>第12条 酒類の製造免許の取消し及び第13条 酒母等の製造免許の取消</p> <p>6 相続人に対する休造等の期間の計算等の取扱い 酒類又は酒母等の製造業を<u>相続した者</u>に対する法第12条《酒類の製造免許の取消し》第3号(法第13条《酒母等の製造免許の取消》において準用する場合を含む。)又は同条第4号の規定の適用に当たっての期間の計算は、被相続人が酒類若しくは酒母等を製造しなかった期間又は被相続人が製造した酒類の数量が法定製造数量に達しなかった期間は、<u>相続人</u>が酒類若しくは酒母等を製造しなかった期間又は製造した酒類の数量が法定製造数量に達しなかった期間に通算することに取り扱う。</p> <p>第14条 酒類の販売業免許の取消し</p> <p>3 相続人に対する販売業休止期間の計算 酒類の販売業を<u>相続した者</u>に対する法第14条《酒類の販売業免許の取消し》第4号の規定の適用に当たっての期間の計算は、被相続人が酒類の販売業をしなかった期間も、<u>相続人</u>が酒類の販売業をしなかった期間に通算する。</p> <p>第19条 製造業又は販売業の相続等 第1項関係</p>

改正後	改正前
<p>1 「製造業又は販売業の全部の譲渡」の意義 <u>製造業又は販売業の全部の譲渡とは、酒類の製造免許若しくは酒母若しくはもろみの製造免許に係る製造業又は酒類の販売免許に係る販売業（以下「譲渡対象事業」という。）を行う目的のために組織化され、有機的一体として機能する財産（得意先関係等の経済的価値のある事実関係を含む。）の全部を譲渡し、譲渡者の営業的活動を承継させることにより、譲渡者の競業避止義務を負う結果を伴うものをいう。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>2 「引き続きその製造業又は販売業をしようとする」の意義 <u>法第 19 条第 1 項に規定する事業譲渡について、「引き続きその製造業又は販売業をしようとする」とは、経営内容の実質に変化がなく継続することをいい、次のいずれをも満たすものとして取り扱う。</u> <u>(1) 譲受人が、事業譲渡を行う酒類製造者等の親族（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 725 条に定める親族をいう。）又は譲渡対象事業に 3 年以上従事している者（過去に従事していた年数を含む。以下、この項及び次項について同じ。）であること。</u> <u>(2) 事業譲渡を行う酒類製造者等がこれまで製造業又は販売業をしてきた製造場又は販売場と同じ場所において事業がなされること。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>3 製造業又は販売業の相続等の申告の取扱い 法第 19 条《製造業又は販売業の相続等》第 1 項に規定する相続の申告は、引き続き製造業又は販売業をしようとする相続人が、相続の開始があったことを知ったときから社会通念上相当と認められる期間内にしなければならないものであるが、当該申告がその期間後になされた場合であっても、やむを得ない事由に基づくものである場合には、相続の開始後遅滞なく申告があったものとして処理する。</p>	<p>1 製造業又は販売業の相続の申告の取扱い 法第 19 条《製造業又は販売業の相続》第 1 項に規定する相続の申告は、引き続き製造業又は販売業をしようとする相続人が、相続の開始があったことを知ったときから社会通念上相当と認められる期間内にしなければならないものであるが、当該申告がその期間後になされた場合であっても、やむを得ない事由に基づくものである場合には、相続の開始後遅滞なく申告があったものとして処理する。</p>
<p>4 製造業又は販売業をしようとする相続人が二人以上ある場合 法第 19 条《製造業又は販売業の相続等》第 1 項の規定による申告をした相続人が 2 人以上ある場合において、その相続人全員が不適格者でないときは、当該相続人全員の共同の製造免許等となるものである。 (注) (省略)</p>	<p>2 製造業又は販売業をしようとする相続人が二人以上ある場合 法第 19 条《製造業又は販売業の相続》第 1 項の規定による申告をした相続人が 2 人以上ある場合において、その相続人全員が不適格者でないときは、当該相続人全員の共同の製造免許等となるものである。 (注) (同左)</p>
<p>5 「包括受遺者」の範囲 法第 19 条《製造業又は販売業の相続等》第 1 項に規定する「包括受遺者」には、法人も含まれるものであるから留意する。</p>	<p>3 「包括受遺者」の範囲 法第 19 条《製造業又は販売業の相続》第 1 項に規定する「包括受遺者」には、法人も含まれるものであるから留意する。</p>
<p>第 2 項関係 1 「包括遺贈者」の意義 法第 19 条《製造業又は販売業の相続等》第 2 項に規定する「包括遺贈者」とは、遺産の全部又は一部を特定せずに一定の割合をもって他人に遺贈する者をいう。</p>	<p>第 2 項関係 1 「包括遺贈者」の意義 法第 19 条《製造業又は販売業の相続》第 2 項に規定する「包括遺贈者」とは、遺産の全部又は一部を特定せずに一定の割合をもって他人に遺贈する者をいう。</p>

改正後	改正前
<p>2 相続等申告者の欠格要件に該当するか否かの判定の時期</p> <p>法第 19 条《製造業又は販売業の申告等》第 1 項の規定により申告があった場合において、当該申告をした相続人等が法第 10 条《製造免許等の要件》第 1 号から第 3 号まで又は第 6 号から第 8 号までの欠格要件の 1 に該当するかどうかの判定は、<u>相続人については相続開始の時（被相続人の死亡の時）、譲受人については事業譲渡の時</u>において該当していたかどうかによる。</p> <p>3 共同相続の場合の留意事項</p> <p>令第 18 条《酒類製造業等の相続等の申告》第 2 項の規定により共同して相続することができるのは、相続人全員が適格者である場合に限るものであり、その一部の相続人に不適格者があるときには、共同相続はできないものであるから申告書の審査に際しては、相続人中に不適格者があるかどうかについて留意する。</p> <p>4 共同免許者に対する要請</p> <p>法第 19 条《製造業又は販売業の相続等》第 2 項の規定により 2 人以上の相続人が酒類等の製造免許又は酒類の販売業免許を受けた者とみなされた場合には、法に規定する申告、承認申請の手続又は通知の受理等については、これらの者のうちの 1 人に委任させるものとし、委任した場合にはあらかじめ委任の事実を証する書類を提出させる。</p> <p>5 販売場を有しない酒類の販売業の相続</p> <p>販売場を有しない酒類販売業を引き続きしようとする相続人が 2 人以上であって、それらのそれぞれが法第 19 条《製造業又は販売業の相続等》第 1 項に規定する申告をした場合において、その全部の者又は一部の者が不適格者でないときは、その不適格者でない相続人は、それぞれ住所地において販売場を有しない酒類の販売業免許を受けたものとみなされることになるから留意する。</p> <p>6 「免許の申請者」を「相続人等」として取り扱う場合</p> <p>法第 19 条《製造業又は販売業の相続等》第 2 項を適用する場合における法第 10 条《製造免許等の要件》第 1 号、第 3 号及び第 6 号から第 8 号までの規定中「<u>免許の申請者</u>」とあるのは「<u>相続人等</u>」と、同条第 2 号中「<u>酒類の製造免許、酒母若しくはもろみの製造免許又は酒類の販売業免許を申請した場合</u>」とあるのは「<u>法第 19 条《製造業又は販売業の相続等》第 1 項に定める申告をした場合</u>」として、それぞれ取り扱う。</p> <p>第 20 条 必要な行為の継続等</p> <p>第 1 項、第 2 項及び第 3 項関係</p> <p>1 「免許が取り消された場合」の範囲</p> <p>法第 20 条《必要な行為の継続等》第 1 項から第 3 項までに規定する「<u>免許が取り消された場合</u>」には、酒類等製造者又は酒類販売業者が死亡した場合であって当該免許につき相続がない場合及び法人が解散したため当該免許が消滅した場合を</p>	<p>2 相続申告者の欠格要件に該当するか否かの判定の時期</p> <p>法第 19 条《製造業又は販売業の申告等》第 1 項の規定により申告があった場合において、当該申告をした相続人が法第 10 条《製造免許等の要件》第 1 号から第 3 号まで又は第 6 号から第 8 号までの欠格要件の 1 に該当するかどうかの判定は、相続開始の時（被相続人の死亡の時）において該当していたかどうかによる。</p> <p>3 共同相続の場合の留意事項</p> <p>令第 18 条《酒類製造業等の相続の申告》第 2 項の規定により共同して相続することができるのは、相続人全員が適格者である場合に限るものであり、その一部の相続人に不適格者があるときには、共同相続はできないものであるから申告書の審査に際しては、相続人中に不適格者があるかどうかについて留意する。</p> <p>4 共同免許者に対する要請</p> <p>法第 19 条《製造業又は販売業の相続》第 2 項の規定により 2 人以上の相続人が酒類等の製造免許又は酒類の販売業免許を受けた者とみなされた場合には、法に規定する申告、承認申請の手続又は通知の受理等については、これらの者のうちの 1 人に委任させるものとし、委任した場合にはあらかじめ委任の事実を証する書類を提出させる。</p> <p>5 販売場を有しない酒類の販売業の相続</p> <p>販売場を有しない酒類販売業を引き続きしようとする相続人が 2 人以上であって、それらのそれぞれが法第 19 条《製造業又は販売業の相続》第 1 項に規定する申告をした場合において、その全部の者又は一部の者が不適格者でないときは、その不適格者でない相続人は、それぞれ住所地において販売場を有しない酒類の販売業免許を受けたものとみなされることになるから留意する。</p> <p>6 「免許の申請者」を「相続人」として取り扱う場合</p> <p>法第 19 条《製造業又は販売業の相続》第 2 項を適用する場合における法第 10 条《製造免許等の要件》第 1 号、第 3 号及び第 6 号から第 8 号までの規定中「<u>免許の申請者</u>」とあるのは「<u>相続人</u>」と、同条第 2 号中「<u>免許の申請をした場合</u>」とあるのは「<u>相続人である場合</u>」として、それぞれ取り扱う。</p> <p>第 20 条 必要な行為の継続等</p> <p>第 1 項、第 2 項及び第 3 項関係</p> <p>1 「免許が取り消された場合」の範囲</p> <p>法第 20 条《必要な行為の継続等》第 1 項から第 3 項までに規定する「<u>免許が取り消された場合</u>」には、酒類等製造者又は酒類販売業者が死亡した場合であって当該免許につき相続がない場合及び法人が解散したため当該免許が消滅した場合を</p>

改正後	改正前
<p>も含むものとして取り扱う。この場合において必要行為の継続申請は、相続がないときは法第 19 条《製造業又は販売業の相続等》第 1 項の規定による申告をしない相続人において、また、法人が解散したときはその清算法人において、それぞれすることができることとする。</p>	<p>も含むものとして取り扱う。この場合において必要行為の継続申請は、相続がないときは法第 19 条《製造業又は販売業の相続》第 1 項の規定による申告をしない相続人において、また、法人が解散したときはその清算法人において、それぞれすることができることとする。</p>
<p>第 29 条 輸出免税</p>	<p>第 29 条 輸出免税</p>
<p>第 2 項関係</p>	<p>第 2 項関係</p>
<p>1 酒類を郵送した場合の取扱い</p>	<p>1 酒類を郵送した場合の取扱い</p>
<p>令第 36 条((輸出免税))に規定する「当該酒類が輸出のため外国航路若しくは外国航空路に就航する船舶若しくは航空機に積み込まれたことを当該輸出港の所轄税関長が証明した書類、当該事実を当該輸出の許可をした税関長が当該書類に基づいて証明した書類、当該酒類が外国に陸揚げされたことを証明した書類」には、酒類を輸出のため郵送したことの証明書も含む。</p>	<p>令第 36 条((輸出明細書))に規定する「当該酒類が輸出のため外国航路若しくは外国航空路に就航する船舶若しくは航空機に積み込まれたことを…証明した書類」には、酒類を輸出のため郵送したことの証明書も含む。</p>
<p>2 令第 36 条第 1 号に定める方法の取扱い</p>	<p>2 酒税を免除する場合の要件</p>
<p>令第 36 条第 1 号に定める方法には、同号に定める帳簿に記載する方法のほか、次の方法によってもその明細を明らかにしているものとして取り扱う。</p>	<p>輸出酒類に係る酒税を免除する場合は、納税申告書を法定申告期限内に提出した場合で、かつ、法第 29 条((輸出免税))第 2 項に規定する書類が添付された場合に限るものであるから留意する。ただし、同条第 3 項の規定により添付書類の提出予定日を税務署長に届け出たとき又は添付書類の提出について税務署長の承認を受けたときはこの限りでない。</p>
<p>(1) 当該酒類が輸出のため外国航路若しくは外国航空路に就航する船舶若しくは航空機に積み込まれたことを当該輸出港の所轄税関長が証明した書類、当該事実を当該輸出の許可をした税関長が当該書類に基づいて証明した書類、当該酒類が外国に陸揚げされたことを証明した書類又はこれらに代わるべき書類で財務省令で定めるもの(以下、これらを「輸出許可証等」という。)に同号イからホに掲げる事項(以下、この 2 において「記載事項」という。)が記載されている場合において、当該輸出許可証等を保管する方法。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(2) 輸出許可証等にインボイス番号が記載されている場合において、当該インボイス番号と記載事項を帳簿等に記載する方法。</p>	<p>(新設)</p>
<p>3 令第 36 条第 2 号に定める方法の取扱い</p>	<p>(新設)</p>
<p>令第 36 条第 2 号に定める方法には、同号に定める帳簿に記載する方法のほか、同号に規定する亡失証明書を保管する方法によってもその明細を明らかにしているものとして取り扱う。</p>	<p>(新設)</p>
<p>4 「輸出する前」及び「災害その他やむを得ない事情により亡失した場合」の意義</p>	<p>(新設)</p>
<p>令第 36 条((輸出免税))第 2 号に規定する「輸出する前」とは、輸出する目的で酒類を製造場から移出した時から、保税地域に移入され船舶若しくは航空機に積み込まれる直前まで又は郵送する場合には税関の検査を受ける直前までをいう。</p>	<p>(新設)</p>
<p>また、「災害その他やむを得ない事情により亡失した場合」の意義は、第 28 条第 4 項関係の 1 ((「災害その他やむを得ない事情により亡失した場合」の意義))の取扱いに準ずる。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(削除)</p>	<p>第 3 項関係</p>

改正後	改正前
<p>第30条 戻入れの場合の酒税額の控除等 第5項関係</p> <p>1 「製造の廃止」の意義</p> <p>法第30条《戻入れの場合の酒税額の控除等》第5項に規定する「製造の廃止」とは、酒類の製造免許に付された期限が経過したこと、酒類の製造免許が取消されたこと（法人の合併又は解散によりその免許が消滅した場合を含む。）又は製造者の相続人につき法第19条《製造業又は販売業の相続等》第2項の規定の適用がないことをいい、法第20条《必要な行為の継続等》の規定により必要行為の継続を認められているときは、その期間が経過したことをいう。したがって、2以上の酒類の品目について製造免許を受けていた場合でそのうちの一部の酒類を廃止した場合（例えば清酒と合成清酒の製造免許を</p>	<p>1 「やむを得ない事情がある」の意義</p> <p>法第29条((輸出免税))第3項の規定により法第28条((未納税移出))第3項を準用する場合における同項にいう「やむを得ない事情がある」とは、次の場合をいう。</p> <p>(1) 輸送、配船等の事情により、酒類を移出してから、輸出されるまでに相当の日数を経過し、又は郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による送付の事情により輸出したことを証する書類（輸出証明書等）を納税申告書の提出期限までに入手することができない場合</p> <p>(2) 製造者又は輸出者が災害、盗難又は紛失等の事故により輸出されたことを証する書類の再交付等の手続に相当の日時を要する場合</p> <p>(3) その他真にやむを得ない事情があると認められる場合</p> <p>2 輸出証明書の提出期限延長の取扱い</p> <p>法第29条((輸出免税))第3項の規定により法第28条((未納税移出))第3項第2項を準用して承認を与える場合の「指定した日」は申請理由等を勘案して適当と認める日とする。</p> <p>3 法第28条第4項の規定を準用する場合の取扱い</p> <p>法第29条((輸出免税))第3項の規定により法第28条((未納税移出))第4項の規定を準用する場合における同項の取扱いは、第28条第4項関係の1（（「災害その他やむを得ない事情により亡失した場合」の意義）の取扱いに準ずるほか、次により取り扱う。</p> <p>(1) 「輸出する前」とは、輸出する目的で酒類を製造場から移出した時から、保税地域に移入され船舶若しくは航空機に積込まれる直前まで又は郵送する場合には税関の検査を受ける直前までをいう。</p> <p>(2) 令第34条((未納税移出が認められるために必要な申告書の添付等))第4項に規定する亡失証明書の交付申請があった場合には、亡失酒類が輸出目的で移出されたものであることを証する書類を添付させる。</p> <p>第30条 戻入れの場合の酒税額の控除等 第5項関係</p> <p>1 「製造の廃止」の意義</p> <p>法第30条《戻入れの場合の酒税額の控除等》第5項に規定する「製造の廃止」とは、酒類の製造免許に付された期限が経過したこと、酒類の製造免許が取消されたこと（法人の合併又は解散によりその免許が消滅した場合を含む。）又は製造者の相続人につき法第19条《製造業又は販売業の相続等》第2項の規定の適用がないことをいい、法第20条《必要な行為の継続等》の規定により必要行為の継続を認められているときは、その期間が経過したことをいう。したがって、2以上の酒類の品目について製造免許を受けていた場合でそのうちの一部の酒類を廃止した場合（例えば清酒と合成清酒の製造免許を受け</p>

改正後	改正前
<p>受けていた者が清酒の製造だけを廃止した場合)を含み、製造場の移転に伴う移転前の製造場の廃止は含まない。</p>	<p>ていた者が清酒の製造だけを廃止した場合)を含み、製造場の移転に伴う移転前の製造場の廃止は含まない。</p>
<p>2 廃棄の承認を受けようとする者の範囲 令第 37 条《廃棄の承認の申請等》に規定する廃棄の承認を受けようとする者は、製造を廃止した者（個人の場合はその相続人等、法人の場合は法人の組織変更、合併、分割等によって存続する法人又は解散法人の清算人を含む。）に限る。</p>	<p>2 廃棄の承認を受けようとする者の範囲 令第 37 条《廃棄の承認の申請等》に規定する廃棄の承認を受けようとする者は、製造を廃止した者（個人の場合はその相続人、法人の場合は法人の組織変更、合併、分割等によって存続する法人又は解散法人の清算人を含む。）に限る。</p>
<p>第 48 条 申告義務等の承継</p>	<p>第 48 条 申告義務等の承継</p>
<p>1 申告義務等の承継 法人が合併した場合又は相続等の開始があった場合において合併により消滅した法人又は被相続人が法第 48 条各号に掲げる義務を怠っていたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は相続人等は、免許の有無にかかわらず、遅滞なくその義務を履行しなければならないものである。 (注) (省略)</p>	<p>1 申告義務等の承継 法人が合併した場合又は相続の開始があった場合において合併により消滅した法人又は被相続人が法第 48 条各号に掲げる義務を怠っていたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は相続人は、免許の有無にかかわらず、遅滞なくその義務を履行しなければならないものである。 (注) (同左)</p>
<p>第 3 編 租税特別措置法関係</p>	<p>第 3 編 租税特別措置法関係</p>
<p>第 87 条の 5 外航船等に積み込む酒類の免税</p>	<p>第 87 条の 5 外航船等に積み込む酒類の免税</p>
<p>5 輸出されたことを証する書類の取扱い 措置規則第 36 条第 3 項《外航船等に積み込む酒類等の免税手続》に規定する「法第 87 条の 5 第 1 項の承認を受けた事実を証する書類」は、<u>輸出許可証等に次の事項を付記したものとして取り扱う。</u> (1)、(2) (省略)</p>	<p>5 輸出されたことを証する書類の取扱い 措置規則第 36 条第 2 項《外航船等に積み込む酒類等の免税手続》に規定する「法第 87 条の 5 第 1 項の承認を受けた事実を証する書類」は、<u>令第 36 条《輸出明細書》の規定による輸出されたことを証する書類（輸出申告書付表）に、次の事項を付記する方法によって提出させることに取り扱う。</u> (1)、(2) (同左)</p>
<p>9 (削除)</p>	<p>9 積み込みの手続の図示 <u>外航船等に酒類を積み込む場合の手続を図示すれば、別表のとおりである。</u> 別表 (省略)</p>
<p>第 87 条の 6 輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税</p>	<p>第 87 条の 6 輸出酒類販売場である酒類の製造場から移出する酒類に係る酒税の免税</p>
<p>第 1 項関係</p>	<p>第 1 項関係</p>
<p>4 輸出酒類購入記録票の旅券等への貼付方法 <u>租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第百四十五号）附則第 45 条《輸出酒類販売場で行う免税販売手続等に関する経過措置》の規定により、旧措置令第 46 条の 8 の 2 第 2 項第 1 号《輸出酒類販売場で販売する酒類の範囲、手続等》に規定する輸出酒類販売場を営業者が旅券等（同号イに規定する旅券等をいう。以下同じ。）に輸出酒類購入記録票（同号イに規定する購入の事実を記載した書類をいう。以下同じ。）を貼り付ける場合には、最初に貼り付ける輸出酒類購入記録票は、当該旅券等と割印できるようにのり付け等の方法により貼り付けた上、次の形式の印をもって割印し、以後に貼り付ける輸出酒類購入記録票は、その直前に貼り付けた輸出酒類購入記録票と割印できるようにのり付け等</u></p>	<p>4 輸出酒類購入記録票の旅券等への貼付方法 措置令第 46 条の 8 の 2 第 2 項第 1 号《輸出酒類販売場で販売する酒類の範囲、手続等》の規定により、同項に規定する輸出酒類販売場を経営する酒類製造者が旅券等（同号イに規定する旅券等をいう。以下同じ。）に輸出酒類購入記録票（同号イに規定する購入の事実を記載した書類をいう。以下同じ。）を貼り付ける場合には、最初に貼り付ける輸出酒類購入記録票は、当該旅券等と割印できるようにのり付け等の方法により貼り付けた上、次の形式の印をもって割印し、以後に貼り付ける輸出酒類購入記録票は、その直前に貼り付けた輸出酒類購入記録票と割印できるようにのり付け等の方法により貼り付け、割印する。</p>

改正後	改正前
<p>の方法により貼り付け、割印する。</p> <p>なお、輸出酒類購入記録票は、出入国記録（E/Dカード）に貼り付けるのではないことに留意する。</p> <div data-bbox="159 324 287 481" style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">規格おおむね横 6 mm、縦 8 mm</p>	<p>なお、輸出酒類購入記録票は、出入国記録（E/Dカード）に貼り付けるのではないことに留意する。</p> <div data-bbox="853 324 981 481" style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">規格おおむね横 6 mm、縦 8 mm</p>
<p>5 輸出酒類購入記録票等の記載を省略する場合の明細書等の貼付方法</p> <p><u>租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成三十年財務省令第二十七号）附則第 1 条《施行期日》の規定により、旧措置規則第 37 条の 4 第 5 項《輸出酒類購入記録票等の記載事項等》の規定により準用される旧消費税法施行規則（昭和 63 年大蔵省令第 53 号）第 6 条第 9 項《購入記録票等の記載事項の省略》の規定により、輸出酒類購入記録票、輸出酒類購入者誓約書（旧措置令第 46 条の 8 の 2 第 2 項第 1 号ロ《輸出酒類販売場で販売する酒類の範囲、手続等》及び旧措置規則第 37 条の 4 第 2 項に規定する購入した日から 30 日以内に輸出する旨を誓約する書類をいう。以下同じ。）又は運送契約書の写し（旧措置令第 46 条の 8 の 2 第 2 項第 2 号ロ及び旧措置規則第 37 条の 4 第 3 項に規定する書類をいう。以下同じ。）に明細書等（旧措置規則第 37 条の 4 第 5 項の規定により準用される旧消費税法施行規則第 6 条第 9 項に規定する明細書等をいう。以下同じ。）を貼り付ける場合には、最初に貼り付ける明細書等は、当該輸出酒類購入記録票、輸出酒類購入者誓約書又は運送契約書の写しと割印できるようにのり付け等の方法により貼り付けた上で割印し、以後に貼り付ける明細書等は、その直前に貼り付けた明細書等と割印できるようにのり付け等の方法により貼り付け、割印する。</u></p> <p>なお、この場合の印の形式は 4（輸出酒類購入記録票の旅券等への貼付方法）に定める形式による。</p>	<p>5 輸出酒類購入記録票等の記載を省略する場合の明細書等の貼付方法</p> <p>措置規則第 37 条の 4 第 5 項《輸出酒類購入記録票等の記載事項等》の規定により準用される消費税法施行規則（昭和 63 年大蔵省令第 53 号）第 6 条第 9 項《購入記録票等の記載事項の省略》の規定により、輸出酒類購入記録票、輸出酒類購入者誓約書（措置令第 46 条の 8 の 2 第 2 項第 1 号ロ《輸出酒類販売場で販売する酒類の範囲、手続等》及び措置規則第 37 条の 4 第 2 項に規定する購入した日から 30 日以内に輸出する旨を誓約する書類をいう。以下同じ。）又は運送契約書の写し（措置令第 46 条の 8 の 2 第 2 項第 2 号ロ及び措置規則第 37 条の 4 第 3 項に規定する書類をいう。以下同じ。）に明細書等（措置規則第 37 条の 4 第 5 項の規定により準用される消費税法施行規則第 6 条第 9 項に規定する明細書等をいう。以下同じ。）を貼り付ける場合には、最初に貼り付ける明細書等は、当該輸出酒類購入記録票、輸出酒類購入者誓約書又は運送契約書の写しと割印できるようにのり付け等の方法により貼り付けた上で割印し、以後に貼り付ける明細書等は、その直前に貼り付けた明細書等と割印できるようにのり付け等の方法により貼り付け、割印する。</p> <p>なお、この場合の印の形式は 4（輸出酒類購入記録票の旅券等への貼付方法）に定める形式による。</p>
<p>6 一般物品と酒類を含めた消耗品等を販売する場合の租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第百四十五号）附則第 45 条《輸出酒類販売場で行う免税販売手続等に関する経過措置》の規定により、旧措置令第 46 条の 8 の 2 第 2 項に規定する輸出酒類購入記録票等の作成方法</p> <p>同一の輸出酒類販売場において、同一の日に、同一の非居住者に対して一般物品と酒類を含む消耗品又は酒類と酒類以外の消耗品を販売する場合に作成することとなる購入記録票及び輸出酒類購入記録票は、一の書類として作成して差し支えない。</p> <p>この場合において、その記載事項のうち、例えば、購入者の氏名、国籍、生年月日など、同一の記載内容については、重複して記載することを要しないが、同一の記載内容でない「一般物品の品名、品名ごとの数量及び価額並びに当該一般物品の価額の合計額」、「酒類以外の消耗品の品名、品名ごとの数量及び</p>	<p>6 一般物品と酒類を含めた消耗品等を販売する場合の輸出酒類購入記録票等の作成方法</p> <p>同一の輸出酒類販売場において、同一の日に、同一の非居住者に対して一般物品と酒類を含む消耗品又は酒類と酒類以外の消耗品を販売する場合に作成することとなる購入記録票及び輸出酒類購入記録票は、一の書類として作成して差し支えない。</p> <p>この場合において、その記載事項のうち、例えば、購入者の氏名、国籍、生年月日など、同一の記載内容については、重複して記載することを要しないが、同一の記載内容でない「一般物品の品名、品名ごとの数量及び価額並びに当該一般物品の価額の合計額」、「酒類以外の消耗品の品名、品名ごとの数量及び</p>

改正後	改正前
<p>価額並びに当該消耗品の価額の合計額」及び「酒類の品名、品名ごとの数量、税率の適用区分（品目を含む。）、当該区分ごとの数量及び価額並びに当該酒類の価額の合計額」については、それぞれ区分して記載する必要があることに留意する。</p>	<p>価額並びに当該消耗品の価額の合計額」及び「酒類の品名、品名ごとの数量、税率の適用区分（品目を含む。）、当該区分ごとの数量及び価額並びに当該酒類の価額の合計額」については、それぞれ区分して記載する必要があることに留意する。</p>
<p>第2項関係</p>	<p>第2項関係</p>
<p>2 酒税を免除する場合の要件</p>	<p>2 酒税を免除する場合の要件</p>
<p>輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税を免除する場合は、酒税の納税申告書を法定申告期限内に提出した場合で、かつ、措置令第46条の8の3《輸出酒類販売場における<u>保存書類等</u>》に規定する書類が<u>保存されている</u>場合に限るものであるから留意する。</p>	<p>輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税を免除する場合は、酒税の納税申告書を法定申告期限内に提出した場合で、かつ、措置令第46条の8の3《輸出酒類販売場における<u>購入明細書</u>》に規定する書類が<u>添付された</u>場合に限るものであるから留意する。</p>
<p>第3項関係</p>	<p>第3項関係</p>
<p>1 即時徴収する場合の法定納期限及び延滞税の起算日</p>	<p>1 即時徴収する場合の法定納期限及び延滞税の起算日</p>
<p>措置法第87条の6第3項《輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税》の規定により直ちにその酒税を徴収する場合の法定納期限は、次に掲げる日であり、延滞税の計算は当該法定納期限の翌日から起算することとなるのであるから留意する。</p>	<p>措置法第87条の6第3項《輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税》の規定により直ちにその酒税を徴収する場合の法定納期限は、次に掲げる日であり、延滞税の計算は当該法定納期限の翌日から起算することとなるのであるから留意する。</p>
<p>(1) (同左)</p>	<p>(1) (同左)</p>
<p>(2) 措置令第46条の8の2第<u>14</u>項《輸出酒類販売場で販売する酒類の範囲、手続等》の規定により読み替えて適用する措置法第87条の6第3項の規定によるもの 措置令第46条の8の2第2項第2号に規定する国際第二種貨物利用運送事業者が同号の規定に基づき非居住者から引渡しを受けた酒類を輸出しないこととなった日（当該輸出しないこととなった日が明らかでないときは、当該酒類の輸出に係る運送契約を締結した日）</p>	<p>(2) 措置令第46条の8の2第<u>7</u>項《輸出酒類販売場で販売する酒類の範囲、手続等》の規定により読み替えて適用する措置法第87条の6第3項の規定によるもの 措置令第46条の8の2第2項第2号に規定する国際第二種貨物利用運送事業者が同号の規定に基づき非居住者から引渡しを受けた酒類を輸出しないこととなった日（当該輸出しないこととなった日が明らかでないときは、当該酒類の輸出に係る運送契約を締結した日）</p>
<p>3 免税販売した酒類が返品された場合の取扱い</p>	<p>3 免税販売した酒類が返品された場合の取扱い</p>
<p>輸出酒類販売場で免税販売した酒類が返品により当該輸出酒類販売場に戻し入れられた場合には、<u>旧措置令第46条の8の2第2項第1号《輸出酒類販売場で販売する酒類の範囲、手続等》</u>の規定により、免税販売した際に非居住者の旅券等に貼付した購入記録票の余白に当該免税販売した酒類が返品された旨を記載するとともに、当該戻入れの事実を証する書類を当該輸出酒類販売場に保存することとする。</p>	<p>輸出酒類販売場で免税販売した酒類が返品により当該輸出酒類販売場に戻し入れられた場合には、免税販売した際に非居住者の旅券等に貼付した購入記録票の余白に当該免税販売した酒類が返品された旨を記載するとともに、当該戻入れの事実を証する書類を当該輸出酒類販売場に保存することとする。</p>
<p>この場合、戻し入れられた酒類を免税販売した際の移出については、措置法第87条の6第1項《輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税》の適用を受けられないこととなるが、免税販売した日の属する月の翌月末日までに戻し入れられた酒類であって、当該戻入れにつき、法第30条第1項《戻入れの場合の酒税額の控除等》の規定による控除を受けようとする場合には、免税販売した際の当該移出及び当該戻入れはなかったものとして取り扱う。</p>	<p>この場合、戻し入れられた酒類を免税販売した際の移出については、措置法第87条の6第1項《輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税》の適用を受けられないこととなるが、免税販売した日の属する月の翌月末日までに戻し入れられた酒類であって、当該戻入れにつき、法第30条第1項《戻入れの場合の酒税額の控除等》の規定による控除を受けようとする場合には、免税販売した際の当該移出及び当該戻入れはなかったものとして取り扱う。</p>
<p>第4編 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律関係</p>	<p>第4編 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律関係</p>
<p>第80条 内国消費税に関する特例</p>	<p>第80条 内国消費税に関する特例</p>
<p>第1項関係</p>	<p>第1項関係</p>

改正後

改正前

1 指定を受けた者とみなす場合の取扱い

- (1) (同左)
- (2) 沖特令第 72 条《沖縄県産酒類に対する酒税の軽減等》第 8 項の規定により沖特法第 80 条《内国消費税等に関する特例》第 1 項第 1 号の規定による指定を受けたものとみなされる場合（相続等の場合を除く。）であっても酒税法の規定による酒類製造免許は、新規に受ける必要があり、指定と同時に自動的に免許者となるものではない。

1 指定を受けた者とみなす場合の取扱い

- (1) (同左)
- (2) 沖特令第 72 条《沖縄県産酒類に対する酒税の軽減等》第 8 項の規定により沖特法第 80 条《内国消費税等に関する特例》第 1 項第 1 号の規定による指定を受けたものとみなされる場合（相続の場合を除く。）であっても酒税法の規定による酒類製造免許は、新規に受ける必要があり、指定と同時に自動的に免許者となるものではない。

第 6 編 登録免許税法関係

第 2 条 課税の範囲

1 免許の区分等ごとの登録免許税の取扱い

酒類等の製造又は酒類の販売業免許（新たな免許とみなされる免許の条件緩和、解除を含む。以下、本編において免許等という。）につき課される登録免許税について、酒類等の製造又は酒類の販売業免許の区分等の態様ごとの取扱いは、別表 1 のとおりである。

なお、相続等により免許を受けた者とみなされる場合については、登免法第 2 条《課税の範囲》には含まれないことに留意する。

第 6 編 登録免許税法関係

第 2 条 課税の範囲

1 免許の区分等ごとの登録免許税の取扱い

酒類等の製造又は酒類の販売業免許（新たな免許とみなされる免許の条件緩和、解除を含む。以下、本編において免許等という。）につき課される登録免許税について、酒類等の製造又は酒類の販売業免許の区分等の態様ごとの取扱いは、別表 1 のとおりである。

第 5 条 非課税登記等

1 非課税登記等の取扱い

登免法第 5 条《非課税登記等》、登免令第 13 条《酒類の製造免許で課税しないものの範囲》の規定等により、非課税となる酒類の製造又は販売業免許の区分等の態様ごとの取扱いは、別表 2 のとおりである。

(別表 2)

登録免許税が非課税となる製造免許等の取扱い

第 5 条 非課税登記等

1 非課税登記等の取扱い

登免法第 5 条《非課税登記等》、登免令第 13 条《酒類の製造免許で課税しないものの範囲》の規定等により、非課税となる酒類の製造又は販売業免許の区分等の態様ごとの取扱いは、別表 2 のとおりである。

(別表 2)

登録免許税が非課税となる製造免許等の取扱い

免許等の態様		摘要
1	法人の合併又は分割に伴い、合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人又は分割により設立する法人若しくは営業を承継する法人が、合併により消滅した法人又は分割をした法人の受けていた免許を引き継いで受ける場合における免許	登免法第 5 条第 13 号該当
2	期限付製造場（試験免許場を除く。）において期限満了後引き続き当該製造免許に係る酒類を製造するために受ける免許	登免令第 13 条該当

免許等の態様		摘要
1	相続により免許を受けた者とみなされる場合の免許	登免法 5 条第 13 号該当
2	法人の合併又は分割に伴い、合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人又は分割により設立する法人若しくは営業を承継する法人が、合併により消滅した法人又は分割をした法人の受けていた免許を引き継いで受ける場合における免許	
3	期限付製造場（試験免許場を除く。）において期限満了後引き続き当該製造免許に係る酒類を製造するために受ける免許	登免令第 13 条該当

第 7 編 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律関係

第 7 条 控除

第 4 項関係

1 納付すべき税額を超える控除税額の還付の適用範囲

災免法第 7 条《控除》第 4 項の規定の適用に当たっては、被災酒類の納税義務者が、災害のあった日前において製造を廃止した場合のほか、相続等又は法人の合併があった場合で、相続人等又は合併後存続する法人が当該被災酒類の納税義務者でなくなった場合も含む。

(注) 1、2 (省略)

第 7 編 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律関係

第 7 条 控除

第 4 項関係

1 納付すべき税額を超える控除税額の還付の適用範囲

災免法第 7 条《控除》第 4 項の規定の適用に当たっては、被災酒類の納税義務者が、災害のあった日前において製造を廃止した場合のほか、相続又は法人の合併があった場合で、相続人又は合併後存続する法人が当該被災酒類の納税義務者でなくなった場合も含む。

(注) 1、2 (同左)

改正後	改正前
<p>第8編 酒類行政法関係</p> <p>第1章 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律関係</p> <p>第11条 加入の時期</p> <p>第2項関係</p> <p>1 相続の場合における組合の構成要件の算定方法</p> <p>組合員が死亡したときは、その死亡の日から、その者の相続人で組合員たる資格を有する者が組合法第11条《加入の時期》第2項の規定により、組合に対し加入を申し出るまでの間は、当該相続人は、組合員の数に算入しないものとする。この場合において、相続人が法第19条《製造業又は販売業の相続等》の規定により免許を受けたものとみなされた日以後においては、当該相続人は、その組合の組合員たる資格を有することとなるから、組合法第14条《組合の構成要件》に規定する組合の構成要件の基礎となる人数及び数量の算定に当たっては、過誤のないように留意する。</p> <p>第86条の5 酒類の品目等の表示義務</p> <p>2 酒類の容器に対する品目の表示の取扱い</p> <p>酒類の品目の表示は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 表示方法届出書の取扱い</p> <p>組合令第8条の3第1項及び第2項《表示事項》の規定による表示方法届出書は、次の場合に提出を省略することができることとして取り扱う。</p> <p>イ、ロ (省略)</p> <p>ハ 相続等(包括遺贈を含む。6において同じ。)、合併、経営組織の変更、社名変更、行政区画の変更等により届出済表示証等に記載されている氏名又は名称若しくは製造場等の所在地を同一の文字の大きさと変更するとき。</p> <p>ニ～ヘ (省略)</p> <p>6 表示義務事項の「省略」又は「異なる表示」の承認の取扱い</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 異なる表示を行うことができる表示義務事項</p> <p>組合令第8条の3第6項《表示事項》に規定する「異なる表示」を行うことができる表示義務事項は、次のとおりとする。</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 相続等、合併、経営組織の変更、社名変更、行政区画の変更等によって表示義務事項に異動を生じた場合において、その異動前の表示義務事項</p> <p>なお、異動前の表示義務事項を削除又は抹消する場合において、異動後の表示義務事項の全てを表示することが、困難であると認められるときは、表示義務事項の省略の承認を与えることとしても差し支えない。</p>	<p>第8編 酒類行政法関係</p> <p>第1章 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律関係</p> <p>第11条 加入の時期</p> <p>第2項関係</p> <p>1 相続の場合における組合の構成要件の算定方法</p> <p>組合員が死亡したときは、その死亡の日から、その者の相続人で組合員たる資格を有する者が組合法第11条《加入の時期》第2項の規定により、組合に対し加入を申し出るまでの間は、当該相続人は、組合員の数に算入しないものとする。この場合において、相続人が法第19条《製造業又は販売業の相続》の規定により免許を受けたものとみなされた日以後においては、当該相続人は、その組合の組合員たる資格を有することとなるから、組合法第14条《組合の構成要件》に規定する組合の構成要件の基礎となる人数及び数量の算定に当たっては、過誤のないように留意する。</p> <p>第86条の5 酒類の品目等の表示義務</p> <p>2 酒類の容器に対する品目の表示の取扱い</p> <p>酒類の品目の表示は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) 表示方法届出書の取扱い</p> <p>組合令第8条の3第1項及び第2項《表示事項》の規定による表示方法届出書は、次の場合に提出を省略することができることとして取り扱う。</p> <p>イ、ロ (同左)</p> <p>ハ 相続(包括遺贈を含む。6において同じ。)、合併、経営組織の変更、社名変更、行政区画の変更等により届出済表示証等に記載されている氏名又は名称若しくは製造場等の所在地を同一の文字の大きさと変更するとき。</p> <p>ニ～ヘ (同左)</p> <p>6 表示義務事項の「省略」又は「異なる表示」の承認の取扱い</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 異なる表示を行うことができる表示義務事項</p> <p>組合令第8条の3第6項《表示事項》に規定する「異なる表示」を行うことができる表示義務事項は、次のとおりとする。</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 相続、合併、経営組織の変更、社名変更、行政区画の変更等によって表示義務事項に異動を生じた場合において、その異動前の表示義務事項</p> <p>なお、異動前の表示義務事項を削除又は抹消する場合において、異動後の表示義務事項の全てを表示することが、困難であると認められるときは、表示義務事項の省略の承認を与えることとしても差し支えない。</p>